

公告第 1 1 0 8 号

この組合の規約を別添のとおり変更したので健康保険法施行令の規定により公告する。

記

1. 添付書類

愛知県農協健康保険組合規約 新旧条文対照表

2. 施行日

令和7年9月1日施行

令和7年9月1日

愛知県農協健康保険組合

理事長 長谷川



以上

愛知県農協健康保険組合規約新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
愛知県農協健康保険組合規約 第1条～第27条まで省略 (理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u> 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。 第29条～省略 附 則 この規約は、令和7年9月1日から施行する。	愛知県農協健康保険組合規約 第1条～第27条まで省略 (理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。 第29条～省略 附 則 この規約は、令和6年8月1日から施行する。